

個人情報記録されたUSBメモリの紛失について

平成30年7月13日
国立大学法人群馬大学
理事（教育・企画担当）
窪田 健二

本学において、個人情報記録されたUSBメモリを紛失したことが判明しましたので、下記のとおりご報告いたします。

個人情報の取扱いに関する規程の遵守及び個人情報の適切な管理に努めて参りましたが、大学の学生に対する教育上の指導が徹底されず、このような事態を招き関係各位の皆様にも多大なるご心配とご迷惑をおかけすることになりましたことを、心より深くお詫び申し上げます。

記

1. 概要

本学医学部の学生が本学で行った実習に際して作成した症例要約のうち、個人が特定できる症例要約1人分を記録したUSBメモリを紛失いたしました。

本件については、警察に遺失物の届けを行いました。現時点で見つかっておりません。

今回紛失したUSBメモリについては、当該学生が学外で紛失した可能性があります。本日現在、本件によって個人情報が第三者に流出したという情報や不正に利用されたという事実は確認されておりません。

2. 個人情報

平成30年2月以降に、本学で行った実習に際して作成した症例要約のうち、個人が特定できる症例要約1人分（氏名、ID、年齢、性別、病歴、診断内容等）。

なお、USBメモリには、このほか個人が特定できない7人分の症例要約も含まれていました。

3. 該当された方への対応

該当された1名の方に対し、本件について説明のうえ直接謝罪を行いました。

4. 再発防止に向けた取り組み

今回の事態を深刻に受け止め、臨床実習におけるPC及びUSBメモリ等の持ち込みを禁止するほか、臨床情報中の個人情報への学生のアクセスについて必要最小限にとどめるようシステム上の改善について今後取り組んでまいります。

また、学生が実習で作成する症例要約について、個人情報を記載することができない様式の使用を義務付けるとともに、症例要約をはじめ臨床実習中に作成したレポートについては、個人情報の記載の有無について、指導教員により必ず確認をすることとします。

このことについて、教授会等の会議において実習を担当する教職員及び学生への指導を徹底するよう周知を行い、再発防止に努めてまいります。

【本件問合せ先】

群馬大学 総務部 総務課

TEL：027-220-7003